

平成20年10月17日

京丹波町長 松原 茂樹 様

京丹波町公共料金等審議会

会長 村上 義雄

京丹波町公共料金等の適正なあり方について（答申）

平成19年10月3日付け9京丹総第583号で諮問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

京丹波町の公共料金等  
の適正なあり方について  
答 申

京丹波町公共料金等審議会

## はじめに

京丹波町が発足し3年が経過したところである。この間、町域の均衡ある発展を目指し新しいまちづくりの基盤づくりが進められてきた。昨年10月には、総合計画基本計画がまとまり、実施計画に基づく総合的かつ体系的な施策の展開が図られようとしている。また、旧町間で差異のあった行政施策については、合併前の様々な調整やその後の移行により、住民生活が混乱することなく推移している。

しかしながら、住民負担を伴うものについては、激変を避け合併後に調整を行うなどの措置がとられてきた。このような中、本審議会は、合併協議の結果に基づき、旧町からそのままの料金体系を引継いできた水道料金や下水道料金を中心に、合併後の一体性の確保や受益者負担の公平性の観点から、今後の京丹波町における公共料金等の適正なあり方について諮問を受けた。

本審議会は、これらの審議を行うため所管課から提出された資料や現行制度の状況について詳細に説明を求め、現状を認識したうえで、運営コストや供給サービスと受益者負担のバランス、町内における公平性の観点から慎重に審議を行い、延べ9回にわたる審議を経て一定の結論を集約したので、ここに答申する。

# 1 水道料金の適正なあり方について

## (1) 現行の水道料金について

京丹波町における水道料金は、合併後もそのまま引き継いでおり、丹波・瑞穂地区及び和知地区の料金体系の差異は次のとおりである。

丹波・瑞穂地区は、口径別に基本料金を定めており、使用水量に応じた超過料金はほぼ一様に設定されている。また和知地区は、口径に関わらず基本料金を定め、使用水量に応じて段階的に超過料金が設定されている。

これらを比較すると、比較的使用水量が少ない場合は丹波・瑞穂地区が高額となり、使用水量が多い場合は和知地区が高額となる傾向を示している。

## (2) 基本的な考え方

### ① 水道料金で賄うべき範囲

水道事業は、地方財政法の規定により特別会計を設け、その経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算が原則となっている。

本町における水道事業特別会計においては、一般会計から繰入れが行われている現状にあるが、町の財政状況により、繰入総額の確保が維持できないことも予想される中で、水道事業の安定した経営のため、使用者負担の激変を招かないよう配慮しつつ、水道料金で賄うべき範囲を人件費を含めた維持管理費と資本費とすることが妥当であるとの結論に至った。

### ② 料金体系について

水道料金は、合併協議会において出来るだけ早い時期に料金の検討を行うことが確認されている。

今後の水道料金は、町内における同じ行政サービスの対価として、受益と負担の公平性と町の一体性の観点から、料金体系を統合すべきである。

なお、水道料金の急激な増加は、住民生活そのものに大きな影響を及ぼすことから、段階的な緩和措置について検討するとともに、振興施策としての観点から、大口使用の加入者に対する超過料金の設定について考慮することが望ましいと考えられる。

### (3) 付帯意見

- ・ 水道料金の設定においては、施設の維持管理費等コストダウンに向けた取組など、更なる維持管理費の節減に努めること。
- ・ 今後の統合簡易水道事業の進捗状況により、料金体系の見直しについて検討する必要がある。

### (4) 水道事業におけるその他の料金の考え方

現行の料金体系で異なっている新規の加入分担金及び量水器使用料については、町内における一体性の確保や住民生活における激変等が少ないと予想されることから、料金と同様、統合することとし、その方向については、原則和知地区を丹波・瑞穂地区の料金体系と同額にすることが適当である。

## 2 下水道料金の適正なあり方について

### (1) 現行の下水道料金について

京丹波町における公共下水道、農業集落排水施設及び戸別浄化槽等の料金は、合併後もそのまま引き継いでおり、次の3つの料金体系を採用している。

- ① 定額制（丹波地区、瑞穂地区（事業所等を除く。））
- ② 従量・定額制（瑞穂地区事業所等）
- ③ 人頭・定額制（和知地区）

### (2) 基本的な考え方

#### ① 下水道料金で賄うべき範囲

下水道事業は、地方財政法の規定により特別会計を設け、その経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算が原則となっている。

しかしながら、全ての対象経費を料金で賄うとなると、急激な負担増は避けられず、住民生活そのものに大きな影響を及ぼすことが予想される。

こうしたことから、下水道料金で賄うべき範囲は、使用者負担の激変を招かないよう配慮しつつ、下水道事業の安定した運営を考慮し、人件費を含めた維持管理費とすることが妥当であるとの結論に至った。

## ② 料金体系について

下水道料金は、合併協議会において平成21年度をめどに統一に向け調整することが確認されている。

この点も踏まえ、今後の下水道料金は、町内における汚水排水処理という同じ行政サービスの対価として、受益と負担の公平性と町の一体性の観点から、できるだけ早期に料金体系を統合すべきである。

料金体系の中では、使用水量に応じて料金を決定する従量制及び人頭制が、定額制に対してより使用実態に即している。更に従量制と人頭制では使用水量をそのまま排出量とする従量制の方が、世帯員数の把握が必要となる人頭制より合理的で、事務コスト等の軽減が期待できる。

したがって、本町が採用すべき料金体系は、実際の使用水量に基づいて料金を設定する従量制とすることが適当である。

## (3) 付帯意見

- ・ 下水道料金の設定にあたっては、ひとり暮らしの高齢者世帯等への影響を十分に考慮すること。
- ・ 下水道事業は、これまでから業務の委託や人件費の見直し等の取組が行われているが、今後においても、スケールメリットをいかし、更なる維持管理費の節減に努めること。
- ・ 下水道運営には多額の経費を要することや、その施設がもたらす利便性、快適性を住民に十分周知し、加入を促進すること。
- ・ 従量制の採用にあっては、下水道の利用者間に不公平が生じないように水道水以外の井戸水等利用者の実態把握に努め、世帯員数による認定水量の適用など必要な措置を講じること。

## 3 その他の公共料金について

京丹波町におけるその他の公共料金については、合併協議及びその後の経過を踏まえ、各行政サービスの現状とそれに見合う料金体系等について検討を行った。

## (1) 使用料について

使用料は、地方自治法第225条で定められているとおり、地方公共団体の行政財産や公の施設の利用対価として、利用者等から徴収するものであり、原則受益の程度に応じた実費弁償として必要最低限度の金額にとどめるべきであるとされている。

現状としては、それぞれの施設の規模や形態も異なり、均一的に比較しがたい状況も有している中で、使用料の改定を行うにあたっては、次の事項に留意すべきである。

- ① 社会教育施設等における使用料については、合併時に一定の調整が行われているが、現状の使用状況等の把握を十分に行い、使用料の基準（㎡単価など）を設定するなど、規模や設備環境に見合った料金体系とするべきである。
- ② 他の特異的な施設に関する使用料については、現状の管理運営体制も含め、適正な料金体系を検討すること。
- ③ 施設環境や備品等について、使用に支障が出ないように常に注意を払い、必要な措置を怠らないようにすること。

## (2) 手数料について

手数料は、特定の者に対して提供する公のサービスの対価として徴収するものであり、その算出については、国が標準額を定めているものや、算出基準等が示されている。合併時に近隣自治体との均衡の上にならなければ、一定整理がなされていることから、現行の手数料が妥当であると考えられる。

## (3) その他

今回の審議会開催中において、病院及び診療所における新たな行政サービスの実施に伴い、差異のあった使用料等について改定の報告を受け、料金を統一することに異論がないとの参考意見等を述べた。

このように、明確な根拠や国基準等の改正に伴うものについては、審議会の答申を得ず改定されることに異を唱えるものではない。

## おわりに

今回の答申では、具体的な数値を示すなどの踏み込んだ意見とせず、一体性のある料金制度及び町内における公平性を重視した答申とした。

特に、上下水道料金については、基本的な考え方に示したように、算定方法の変更や料金制度の統一により、受益者負担に少なからず影響を及ぼすものと考えられる。料金の改定にあたっては、算定方法や制度の統一について、十分な情報公開と負担の公平性を担保する滞納料金の解消など、一層の住民の理解と協力が得られるよう努めるとともに、高齢者等の経済的負担を緩和する行政施策についても検討するべきと考える。

また、今日の社会・経済情勢が厳しい現状においては、町の行財政を取り巻く環境も急激に変化している。状況を的確に把握し、効率的な行財政運営の推進、職員の意識改革や資質の向上、更に行政改革を積極的に推進し、コスト削減に努めるとともに、公共料金の適正化に関する客観的な要素が生じた場合は、速やかに本審議会を開催されることを要望する。



9京丹総第 583 号  
平成19年10月3日

京丹波町公共料金等審議会  
会長 村上 義雄 様

京丹波町長 松原 茂樹

諮 問 書

京丹波町公共料金等審議会設置条例第2条の規定により、下記諮問事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

京丹波町公共料金等の適正なあり方について

2 諮問の趣旨

合併後、約2年を経過した中、京丹波町における公共料金等の「一体性の確保」及び「負担の公平性の原則」の観点から、公共料金等の適正なあり方について、意見を求めるもの。

---

平成20年10月17日

京丹波町長 松原 茂樹 様

京丹波町公共料金等審議会  
会長 村上 義雄

京丹波町公共料金等の適正なあり方について（答申）

平成19年10月3日付け9京丹総第583号で諮問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

## 京丹波町公共料金等審議会委員等名簿

### 【委員】

委員長等	氏名	参考
委員長	村上 義雄	町長が推薦する者
副委員長	白樫 壽子	町長が推薦する者
委員	横山 勲	町議会が推薦する者
委員	船越 肇	学識経験を有する者
委員	片山 俊明	学識経験を有する者
委員	上田 良一	町長が推薦する者
委員	田畑 美さ子	町長が推薦する者
委員	田畑 龍子	町長が推薦する者

### 【庶務】

職名	氏名
総務課長	谷 俊明
総務課長補佐	川畠 勇人
総務課長補佐	松山 征義
総務課総務係長	田中 晋雄
総務課主査	堀 孝子

## 京丹波町公共料金等審議会検討経過

期 日	会 議 名	内 容
平成19年10月 3日 (水)	第1回審議会	諮問、正副会長選任、主な公共料金等について
11月 1日 (木)	第2回審議会	下水道料金の適正なあり方について
12月 4日 (火)	第3回審議会	下水道料金の適正なあり方について
平成20年 1月29日 (火)	第4回審議会	下水道料金の適正なあり方について
3月25日 (火)	第5回審議会	下水道料金答申案の検討、水道料金の適正なあり方について
5月22日 (木)	第6回審議会	水道料金の適正なあり方について
7月 8日 (火)	第7回審議会	水道料金の適正なあり方について
8月18日 (月)	第8回審議会	水道料金答申案の検討、その他の公共料金等について
9月30日 (火)	第9回審議会	京丹波町公共料金等の適正なあり方について (答申案) の検討